

土地登記簿・建物登記簿の表題部は「手續が不要なもの」となっているのに、所有者の住所は「手續が必要なもの」となっているが、どうして届出が必要なのですか。	表題部は、所在や面積などが書かれている部分で、法務局の職権で新しい町名が記載された表記に変更できますが、権利部（所有者の名前や住所が書かれている欄）については、職権で変更できないため、住居表示による住所変更の手続をしていただく必要があります。
土地と建物の登記手続は、すぐに行う必要がありますか。	住居表示実施による住所変更の場合は、登記の権利内容が変わるわけではなく、期限もないため、売買等のときまでに手続をお願いします。
川崎市内にある土地の登記簿の所有者の住所変更手続は、横浜地方法務局川崎支局又は麻生出張所のどちらで行ってもよいのでしょうか。	不動産登記簿を管理する法務局で手続を行う必要があります。 ○川崎・幸・中原区の土地、建物⇒横浜地方法務局川崎支局 ○高津・宮前・多摩・麻生区の土地、建物⇒横浜地方法務局麻生出張所
土地と建物の名義が異なる場合の手續はどうすればよいですか。	住居表示実施地区内に居住している名義人について、土地と建物それぞれの所有者住所欄の住所変更手続が必要です。
不動産の共有名義人のうち、実施前の住所を使用している者が2人いる場合、共有名義人全員の手續が必要ですか。	所有者全員ではなく、対象者の2人のみ住所変更を行ってください。手続は1回で行うことができますが、2人とも住所変更が必要となります。
実施地区外に土地を所有している場合はどうすればよいですか。	川崎市内に土地を所有している場合と同様の手続を、所有している土地を管轄する法務局で行うことになります。
法務局に持っていく書類として、何が必要ですか。	住居表示のしおり10ページ記載の「必要なもの」を御覧ください。可能であれば登記済証（権利証）または登記事項証明書もお願いします。
登記をするのに費用はかかりますか。	住居表示実施による住所の変更登記については、通知書を提出することで登録免許税は免除（無料）になりますが、司法書士等に依頼する場合は、その方に支払う手数料等がかかりますので、御注意ください。
不動産の住所変更手続の際、登記申請書は郵送可能ですか。	全国の法務局で、郵送による手続が可能です。登記完了後登記完了証が交付されますので、返信用封筒（郵便料金+簡易書留代の切手を貼付したもの）を同封してください。連絡先を忘れずに記入してください。
建物が建っていない土地（私道等）の所在の表記はどうなりますか。	住居表示は建物に住所を付ける制度のため、建物のない場所には住居番号は付きません。所在は、新しい町名+従来の地番で表します。
不動産を複数所有している場合でも変更手続の登記申請書は1枚でも可能ですか。	同じ法務局の管轄であれば可能です。また、複数所有の場合は一覧を作成いただき、登記申請書に添付いただくことも可能です。
登記申請書の書き方に不安がある場合、どこに相談すればよいでしょうか。	法務局では登記の相談窓口を設置していますので、事前に電話予約をしていただければ書き方について御案内します。
不動産登記の変更手続を代理人がする場合、委任状は必要ですか。	代理人による手続の場合は、委任状が必要です。委任状は、所定の用紙以外でも申請することができます。完成した書類の提出のみであれば、どなたでも問題ありません。
登記申請書の不動産番号は、登記済証に記載されていますか。	不動産番号は、登記事項証明書に記載されていますが、登記済証には記載されていません。申請書には不動産番号を記入しなくとも問題ありませんが、登記済証記載の所在、地番、地目及び地積は記入してください。
法人登記について、所在地、役員住所の変更手続期限が、2週間と決まっているのはなぜですか。また、期限までに手続しなかった場合はどうなりますか。	変更手続の期限については、会社法第915条に規定されており、期限が過ぎた場合は、過料という反則金の対象となるため、速やかに申請してください。期限を過ぎてしまっても、変更手続は可能です。
会社の登記で本社が地区外にあり、役員が地区内に住んでいる場合、手続は必要ですか。	役員の表示変更手続をする必要があります。その際、役員個人名義の「住居表示変更通知書」を御使用ください。

【その他変更手続について】

質問	回答
銀行（ゆうちょ銀行含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続には、何が必要ですか。	「住居表示変更通知書」が必要ですが、手続先によっては、通知書不要、または、通知書の提示で済む場合もあるため、詳細は手続先に御確認ください。
共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせする必要はありますか。	共同住宅の居住者については、本市から個別で「住居表示変更通知書」等の資料一式を配布しているので、オーナーからお知らせいただく必要はありません。住居表示実施日以降に入居される方には、新住所をお伝えください。
土地と建物を借用して事業を行っているが、何か手続はありますか。	借りている方の手続等はありませんが、貸主の方に土地の町名が変わったこと及び建物の住所が変更されたことの御連絡をお願いいたします。
パスポートには、ICチップが埋め込まれているが、新住所の記入だけでよいでしょうか。	問題ありません。最終ページに旧住所の記載がある方は、御自身で二重線を引き訂正してください。
水道などの公共サービスは、手続は必要ありませんか。	住居表示のしおり（8ページ参照）に記載のある公共サービスについては、手続不要です。
携帯電話について、住所変更の手續は必要ですか。	携帯電話については、住所変更の手續が必要となりますので、個別に手續をお願いします。

【小型町名表示板・住居番号表示板について】

質問	回答
小型町名表示板、住居番号表示板を取付けしなければいけないでしょうか。	建物の所有者等には、小型町名表示板・住居番号表示板を同封していますが、この表示板を使用せずに別の方法（郵便ポストに新住所を記載するなど）で住所を表示していただいても、問題ございません。なお、住居表示に関する法律において、建物の所有者等は見やすい場所に住居番号を表示しなければならないとされていますが、表示しなかつた場合の罰則等の規定はありません。
表示板の取付けについて、しおりでは接着剤等で取付けとなっているが、取り付けられない場合に他に良い方法はありますか。	取り付ける箇所に応じた専用接着剤を厚めに塗って取付けてください。また、建物の所有者等に同封した小型町名表示板・住居番号表示板を使用せずに、別の方法（郵便ポストに新住所を記載するなど）で住所を表示していただいても、問題ございません。